

## 専門学校 越生自動車大学校教育課程編成委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、専門学校越生自動車大学校が、実践かつ専門的な職業教育を実施するために、企業との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫を含む。以下同じ。）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性等の動向
- (2) 国又は地域の産業振興の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関する事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は学校長および学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体の役職員
- ②専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第4条 委員会の委員長は学校長とし、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半数をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

### 附則

この規則は、平成30年12月20日から施行する。